

高知市手話言語条例



Q 手話とは何ですか？

A ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使う言葉で、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語です。

Q ろう者とはどういう人々ですか？

A 条例でいうろう者は、耳が聞こえない人々のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人々のことです。

Q 手話は世界共通ですか？

A 共通ではありません。世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系を持つさまざまな手話があります。

Q 高知市手話言語条例ができて、何が変わったのですか？

A 市は、手話の理解をすすめるとともに、手話を使う人が手話を使いやすい環境をつくるために必要な施策をとる(事業に取り組む)ことが規定されました。

市民の方は、手話がろう者にとって大切な言語であることを理解して、手話の普及を目的とした市の取り組みに協力をお願いします。それに加えて、事業者の方は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう配慮をお願いします。

Q 近所で手話を使っている方を見かけます。手話ができない場合、どうやってコミュニケーションをとればいいですか？

A 耳が聞こえない方とのコミュニケーション方法は、手話とは限りません。紙や手のひらに字を書いて伝え合う「筆談」や、相手の口の動きを見て言葉を読み取る「口話」ができる方もいますので、ジェスチャーしながらはっきりとしゃべるだけでも、伝わることもあります。

ただ、少しでも手話に理解があれば、聞こえない方への「伝える気持ち」には大きな違いがでてくると思います。

Q 手話を使えるようになるにはどうすればいいのですか？

A 初心者の方から通訳を目指す方まで学習できる講座があります。他の言語(外国語など)と同じように、手話も使わないと忘れてしまいます。手話講座やサークル等で、実際に聴覚障害者ともふれあいながら、手話を学んでみませんか。

手話奉仕員養成講座

手話の学習経験がない方を対象に、手話で日常会話を行うのに必要なことを学びます

手話通訳者養成講座

手話で日常会話が可能なたた対象に、手話通訳に必要な語彙・表現技術を学びます

高知県手話サークル連絡協議会

加盟サークルを高知県聴覚障害者情報センターのホームページで紹介しています

詳しくは、高知県聴覚障害者情報センター(高知市越前町2丁目4番5号)
TEL(088)823-5922 FAX(088)822-0750

編集・発行

高知市健康福祉部障がい福祉課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
TEL(088)823-9056 FAX(088)875-6684



イラスト:横山隆一「フクちゃん」
※無断転載・複写を禁じます。



手話でつながるまちに

高知市手話言語条例

前文

「言語は我々の話をするための道具であるが、またむしろ考えるための道具である」とは土佐の先人、寺田寅彦の言葉であり、この文章は「聾啞者には音響の言語はないが、これに代わるべき動作の言語がちゃんと具わっているのである」と締めくくられています。

手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する手話は、正にろう者が物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語で、これまで大切に受け継がれてきました。

しかし、過去には手話がこのような言語として広く社会に認められなかったことや、手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかったことから、ろう者は、必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。

これを機に、高知市では、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、お互いを尊重し合い、共生する地域社会を築いていくため、この条例を制定します。

高知市手話言語条例



(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってお互いを尊重し合い、共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
2 この条例において「事業者」とは、商業その他の事業を行う者をいう。

(手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、独自の言語体系を有する文化的所産である。

(基本理念)

第4条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の理解を推進するとともに、手話を使用する人が手話を使用しやすい環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。
2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、第3条の手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。
(1) 手話の理解及び普及を図るための施策
(2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策
2 市は、前項の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

～もう一つの言語「手話」～

手話は言語

皆さんは、手話という言語を知っていますか。

手話は、耳が聞こえなかったり、聞こえづらかったりする聴覚障害者を中心に、活発に使われている言語です。

手話をめぐる歴史

手話は手・指・顔を使っていろいろな形を作ったり動かしたりすることで、さまざまなことを伝えるのに十分な表現力を持っています。しかし、手話は長い間、聴覚障害者が日本語を理解するのに助けるだけの手段のように考えられ、独立した言語として扱われているとはいえない状況でした。

そんな中、平成18年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。手話にとって意義深いのは、この条約の第2条に「『言語』とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記されたことです。

国際的に手話が言語であると認められたことを受け、日本でも平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、第3条には「言語(手話を含む。)」と記されました。

手話が言語であることが明確に認められた事例 (名古屋地方裁判所判決)

【裁判要旨】

「聴覚障害者であるXが交通事故により手関節、肩関節に傷害を負い後遺障害が残った事案において、Xの手話言語能力喪失による後遺障害について、口話と手話の手段の違いに照らし、意思疎通が可能かどうか、手話能力がどの程度失われているかを中心に個別的に判断するのが相当であるとし、自賠責後遺障害12級相当と認定された事例」

(事件番号:平成20(ワ)40、事件名:(交通)損害賠償請求事件、裁判年月日:平成21年11月25日)

事故後、利き手である左手が動かしにくくなり、話し方が変わったと周囲から言われるようになった状態を「言語の障害」と認めた事実は、手話がそれを使用する方にとって大切な言語であることを明らかにしています。

手話をもっと身近に

手話を使いやすい環境をつくるためには、多くの人が手話を知り、親しむ必要があります。

高知市では手話の普及を目的に平成28年4月「高知市手話言語条例」を制定しました。

表紙にある条例の前文は、幼少時代を高知市で過ごした物理学者・寺田寅彦(1878～1935年)の言葉で始まります。

この文章は彼が残した随筆「数学と語学」から引用したもので、土佐の先人の言葉を掲げることで、高知の歴史の上に手話が受け継がれてきたこと、そしてこれからもっと手話を広く普及させ、次の世代に受け継いでいくことへの期待が込められています。

お互いを尊重し合い、共に生きる地域社会を築いていくために、積極的に手話に触れてみましょう。

